

## 医療機器修理業許可証

氏名又は名称 サンデンタル株式会社

事業所の名称 サンデンタル株式会社

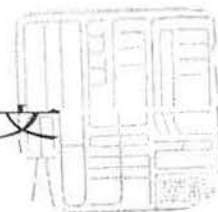
事業所の所在地 大阪府大阪市中央区南船場4-8-9

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和元年10月18日

大阪府知事

吉村 洋文



特定保守管理医療機器に係る修理区分

歯科用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 歯科用機器関連

有効期間 令和元年11月11日 から  
令和6年11月10日 まで